

三 監 第 3 2 号
平成 2 7 年 5 月 1 4 日

請 求 人 XXXXXXXXXX 様

三田市監査委員 永 徳 克 己

同 家代岡 桂子

住民監査請求監査の結果について（通知）

平成 2 7 年 3 月 1 6 日付で收受しました地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定による住民監査請求について、同条第 4 項の規定により標記監査を実施しましたので、この結果を別添のとおり通知します。

住民監査請求監査の結果について

第1 請求人の住所・氏名

1 請求人

[Redacted]

第2 請求の要旨

請求人からの請求の要旨については、下記のとおりと解しました。

1 請求の理由

三田市の行政が推進しているコミュニティセンター（以下「コミセン」という。）の地元移管について、**某**地区では、コミセンの建替えを行った上で移管することとして進められているが、その土台となる自治組織にいくつかの懸念を感じこのまま進行していくことに大きな不安を持っている。

三田市長が、三田市の所有財産である現**某**コミセン（以下「本件コミセン」という。）を解体するときは、将来の**某**連合自治会（以下「本件連合自治会」という。）との確実な無償譲渡契約締結の可能性を前提とすべきところ、たいへん不確実な地域の現状、組織の実態があることを誤認して進行すると、無償譲渡契約の締結に至らない可能性があるため、三田市の所有財産である本件コミセンをいたずらに損壊することになる懸念がある。

したがって、本件コミセンを解体する前には、コミセンの移管に関する住民の合意を得るために必要な、本件連合自治会会則第12条に規定する総会（臨時総会）において、移管の承認（合意）が得られたことを確認する必要がある。

しかし、本件コミセンの移管に関する確認書（以下「本件確認書」という。）が、平成26年10月12日に本件連合自治会の理事会で承認されて以降、同年11月12日の本件確認書の締結時点においても、コミセンの移管に関する各単位組織、本件連合自治会の総会（臨時総会）の開催がなく、本件確認書が住民の合意を得て締結された事実がない。また、この時点の本件連合自治会の理事会は、構成する10の組織のうち3つの組織に特段の事情があり、理事会の有効性にも疑念がある。さらに、平成27年3月16日現在においても、コミセンの移管に関する総会（臨時総会）の開催そのものがなく、審議もなく、承認された事実がない。

「新コミセン管理運営委員会」にて検討中という広報はあるが、検討中の状態で、合意がないまま、本件コミセンの解体がなされるという三田市長の措置（予定）は、間違いである。住民の合意が得られた後で実行に移すべき事案である。

平成26年11月12日に締結された本件確認書には、住民の合意を得たと判断できない特段の事情があり、本件確認書の有効性に疑念があるので、本件確認書を根拠にして今後予定される平成27年6月の本件コミセンの解体という三田市長の措置が、地域の現状、組織の実態の事実誤認により、不当な措置であると考えられるので監査を請求する。

2 請求する措置

住民監査請求については、当該行為がなされることが相当の確実さで予測される場合を含むという規定があることを勘案し、三田市長による本件コミセンの平成27年6月解体を住民の合意が得られるまで延期することを要求する。

第3 請求の受理

平成27年3月16日付で收受した「三田市職員措置請求書（住民監査請求書）」（以下、「本件措置請求書」という。）による住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）については、監査委員会議において審査した結果、一部について疑義があるものの、これは監査の過程において明らかになるものと解し、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものとして、同月25日付でこれを受理しました。

また、法242条第1項において、住民監査請求において添付しなければならないこととされている事実を証する書面として、請求人から下記の書面が提出されました。

- ・ 確認書：平成26年11月12日（本件コミセンの移管に関するもの）

第4 監査の実施

本件監査請求に係る監査は、下記のとおり実施しました。

1 監査の対象部署

まちづくり部市民協働局コミュニティ課

2 監査の期間

平成27年3月25日から同年5月13日まで

3 監査の実施方法

(1) 請求人からの陳述の聴取等

法第242条第6項に規定する請求人からの証拠の提出及び陳述の聴取を平成27年4月17日に実施しましたところ、請求人が出席され、陳述されました。

また、「H27年4月17日三田市職員措置請求における聴取の補完資料①」と題する書面（以下「補完資料①」という。）及び「H27年4月17日三田市職員措置請求における聴取の補完資料その②」と題する書面（以下「補完資料②」という。）が平成27年4月13日に提出されました。

(2) 関係職員からの陳述の聴取等

法第242条第7項に規定する関係職員からの陳述の聴取を平成27年4月17日に実施しましたところ、まちづくり部長、同部市民協働局長、同局コミュニティ課長、同課副課長及び同課係長が出席され、陳述されました。

また、「職員措置請求書（住民監査請求書）に係る説明書の提出について」と題する書面（以下「説明書」という。）が平成27年4月10日に提出されました。

4 監査対象

請求人からの本件措置請求書、補完資料①及び補完資料②（以下、これらを総称して「本件措置請求書等」という。）並びに請求人からの陳述の内容から、本件監査請求は、平成27年6月に予定されている本件コミセンの解体が、三田市長から本件連合自治会へのコミセンの無償譲渡契約の締結につながる建替え移管に係るものであるべきところ、たいへん不確実な地域の現状、組織の実態があることを誤認し、住民の合意が得られていない状態のまま、有効性に疑念のある本件確認書を根拠として本件コミセンの建替え移管を進めていくと、コミセンの無償譲渡契約の締結に至らず、結果として、本件コミセンの解体が三田市の所有財産をいたずらに損壊するという三田市長による不当な財産の処分となることが相当の確実さをもって予測されることから、本件コミセンの解体について住民の合意が得られるまで延期することを要求するものであると解し、これを監査対象としました。

第5 監査の結果

本件監査請求について、法第242条第8項の規定により監査委員会議において協議した結果、下記のとおり結論を得ました。

1 事実確認

監査対象に係る事実について、請求人からの本件措置請求書等及び陳述並びに関係職員からの説明書及び陳述等に基づき、次のとおり確認しました。

(1) 本件コミセンの概要

本件コミセンの概要については、下記のとおりとなっていました。

ア 土地

- ・ 所在 三田市 某 三丁目5番
- ・ 地目 宅地
- ・ 地積 1,393.76㎡
- ・ 所有者 三田市

イ 家屋

- ・ 所在 三田市 某 三丁目5番
- ・ 構造 鉄筋コンクリート造 2階建の1階部分
- ・ 床面積 1階部分 491㎡（参考：2階部分 497㎡）
- ・ 建築年月 昭和57年3月

・所有者 三田市

(2) 本件コミセンの移管

ア 本件コミセンの移管に係る経緯

本件コミセンの移管に係る経緯については、関係職員から「平成21年6月にコミュニティセンターの移管について本件連合自治会に対する説明を実施したことをかわきりに、平成22年度から平成24年度にかけては、本件連合自治会の移管協議の窓口であるコミセン問題特別委員会と、平成25年度から現在に至るまでは、**某**コミュニティセンター移管準備委員会（以下「本件準備委員会」という。）と協議を重ねてきた。当初は、改修による建屋移管を要望されていたが、平成25年10月に住民アンケートを実施し、建替えによる移管を希望する回答が多数であったことから、同年12月8日に、本件連合自治会の理事会で建替えによる移管を進めることを決定された。その後、平成26年2月19日に本件連合自治会より新築工事による移管の要望書を収受し、同年3月7日付けで本件準備委員会を窓口協議を進める旨の回答を行った。その後、本件準備委員会と具体的な建屋の規模や設備等に関する協議をすすめ、平成26年10月12日に本件連合自治会理事会において、建屋案の了承を得た。そして、平成26年11月12日にこれまでの協議を確認した書面として、本件確認書を三田市長と本件連合自治会長との間で作成した。」との説明を受けました。

一方、平成27年2月19日には、地域住民の合意を得られるまで現在進行している本件コミセンの移管事務を中止し、予定されている本件コミセンの解体を延期すること等を求める陳情書が提出されました。

イ 本件コミセンの移管に係る予算措置等

本件コミセンの移管に係る予算措置等については、関係職員から「平成26年度予算として、建替える建築物の設計業務委託料9,000,000円を措置し、平成26年7月10日に着手し、平成27年3月27日に完了した。また、この設計図書に基づいて工事を行うため、平成27年度予算で工事請負費130,000,000円を措置し、年度内の完成を予定しているところであるが、本件コミセンの解体に関して陳情書が提出される等、地区内の合意形成について確認が必要であると判断したことから、現在は事務の執行を留保している。」との説明を受けました。

ウ 平成27年3月19日の予算決算常任委員会における市長答弁

平成27年3月19日の予算決算常任委員会において、委員から「この3月議会に本件コミセンの移管に関する陳情書が市民団体から出され、その中に、地域住民の合意を得られるまで予定されている本件コミセンの解体を延期してくださいというのがあった。本契約までの間に単位自治会との総意となるように、または地元内の十分な議論をとというのがほとんどの

委員の意見であったが、当局から、現在予定されている6月の解体を延期するという答弁はなかった。本件コミセンの建替えについては、アンケートをとって、約37%の回答のうち70%程度の方が建替えに賛成をされたということで一定のルールを踏まえて進められている。ところが、維持管理費等に全く触れられていないアンケートであったために、地域住民の方から、将来ともに維持管理費等住民負担を伴う問題であることから、もっと単位自治会等でしっかり住民合意を得た上で進めてほしいとの声が現状として出ている。今まさに三田市協働のまちづくり基本方針が策定され、市民と協働のまちづくりを進めていこうとしている大切な時期である。住民合意が得られないままの解体となれば、地域住民の分裂、ひいては協働のパワーの減退となるのではないかと危惧をしている。このようなことから、解体時期、何が何でも6月というのではなく、本件連合自治会が単位自治会の総意をまとめ、地域の本当の合意を得られるまで、解体時期については柔軟な対応をお願いしたいと考えるが、どのように考えておられるのか。」との旨の質問がなされました。

これに対して、三田市長から「地域の中でそういった混乱があるのであれば、これからの協働のまちづくりの拠点となることから、市民の皆さんのある程度の合意をいただかなければならないと考えており、その窓口は自治会であると思っている。平成27年度になり、自治会の役員も改選となることから、改めて協議していただいたら良いと思っている。何が何でも予定どおりやるということは考えていない。」との旨の答弁がなされました。

2 判断

住民監査請求は、一般的には、被った財産上の損害の回復を目的とするものですが、財産の処分を対象とする住民監査請求については、法第242条第1項において、「当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合も含む。」とされており、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合とは、その行為がなされるおそれがある場合において、単にその可能性が漠然と存在するというだけではなく、その可能性、危険性等が相当の確実さをもって客観的に推測させる程度に具体性を備えている場合をいうものとされています。

一方、本件監査請求は、平成27年6月に予定されている本件コミセンの解体が、三田市長から本件連合自治会へのコミセンの無償譲渡契約の締結につながる建替え移管に係るものであるべきところ、住民の合意が得られていない状態のまま、有効性に疑念のある本件確認書を根拠として本件コミセンの建替え移管を進めていくと、コミセンの無償譲渡契約の締結に至らず、結果として、本件コミセンの解体が三田市の所有財産をいたずらに損壊するという三田市長による不当な財産の処分となることが相当の確実さをもって予測されると主張

するものとなっています。

これに対して、関係職員から「本件コミセンの解体に関して陳情書が提出される等、地区内の合意形成について確認が必要であると判断したことから、現在は事務の執行を留保している。」との旨の説明を受けました。

さらに、平成27年3月19日の予算決算常任委員会における委員からの本件コミセンの移管に係る質問に対して、三田市長から「市民の皆さんのある程度の合意をいただかなければならないと考えている。何が何でも予定どおりやるということは考えていない。」との旨の答弁がありました。

これらの説明及び答弁からすると、現時点において、関係職員は本件コミセンの解体に係る事務の執行を留保しているとともに、関係職員は請求人がコミセンの移管及び本件コミセンの解体にあたっての必要な条件であると主張する住民の合意の確認に向けて取り組まれるものと推認されることから、請求人が主張する不当な財産の処分（住民の合意がない状態のままでの本件コミセンの解体）が行われる可能性、危険性等が相当の確実さをもって客観的に推測させる程度に具体性を備えていると判断することができませんでした。

3 結 論

上記のとおり、本件監査請求における請求人の主張は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象となる要件を満たさないものであると判断しましたので、同条に規定する住民監査請求の対象と認めることができませんでした。